

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成 20 年 3 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

ア 業務件名 平成 20 年度岩手・青森県境不法投棄現場廃棄物掘削・選別業務

イ 数量

(ア) 掘削工 (廃棄物) 36,790 m³

(イ) 掘削工 (土砂) 6,805 m³

(ウ) 選別工 1 式

(エ) 汚染水処理工 1 式

(2) 調達案件の仕様等 別途交付特記仕様書等による。

(3) 履行期間 契約締結の日から平成 21 年 3 月 19 日まで

(4) 履行場所 岩手県二戸市上斗米字小端地内

(5) 入札方法 一般競争入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 予定価格 490,284,900 円 (税込み)

2 入札参加者資格

(1) 2 者の構成員からなる任意に結成された特定共同企業体 (以下「JV」という。) であること。

(2) JV の各構成員は、本調達に係る特定調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格があると認められる者であること。

(3) JV の各構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。

エ 法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査 (平成 16 年 3 月 1 日以降に申請したものにあつては、総合評定値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。) を受けていること。

オ 平成 19 年度において岩手県が発注する建設工事の請負契約 (地方公営企業に係る契約を除く。) に係る競争入札のうち地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (平成 19 年岩手県告示第 467 号) に定める土木一式工事に係る特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格があると認められる者であること。

カ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

キ 一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。) の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事、物品調達、役務の提供その他の契約手続きに関し指名停止の措置を受けていないこと。

ク 岩手県から県営建設工事、物品調達、役務の提供その他の契約手続きに関し文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に文書警告を受けていないこと。

ケ 1 に示した調達に係る積算業務の受託者及び別途発注の平成 20 年度岩手・青森県境不法投棄現場の原状回復に係る施工監

理業務の受託者でないこと。

- (4) J Vの代表者となる構成員（以下「代表者」という。）は、次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 法第3条第1項第2号の規定による許可を受けていること。
 - イ 平成10年4月1日以降に、元請として、不法投棄現場の廃棄物の撤去業務（選別業務が含まれるものに限る。）を行った実績を有すること（J Vの構成員として施工した業務については、代表者として施工したものに限り。）
 - ウ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した調達に専任で配置できること。
 - (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - (ウ) 申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
 - エ 土木一式工事に係る経営事項審査の結果の総合評点又は総合評定値が1,200点以上であること。
- (5) J Vの代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した調達に専任で配置できること。
- ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - ウ 申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (6) J Vは、次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 代表者は、構成員のうちで出資比率が大きい者であること。
 - イ 各構成員の出資比率は、40%以上であること。
- (7) J Vの構成員は、当該J V以外のJ Vの構成員として本件入札に参加することはできないこと。

3 契約条項を示す場所及び入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号 028-6103 岩手県二戸市石切所字荷渡6番地3 岩手県環境生活部産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室再生・整備担当（二戸地方振興局保健福祉環境部内） 電話番号 0195-23-9206（内線237）
- (2) 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法 平成20年3月14日（金）から同年4月4日（金）までの岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（1）の場所で交付する。ただし、詳細設計図書は、貸与とする。
- (3) 申請書及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）並びに特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書の写しの提出期間、提出場所及び提出方法 平成20年3月28日（金）午後5時までの休日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで（1）の場所に持参の上、1部を提出すること。
- (4) 郵便による入札書の受領期限及び受領場所 平成20年4月4日（金）午後5時までに（1）の場所に到達するように郵送すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年4月7日（月） 午前10時 岩手県二戸市石切所字荷渡6番地3 二戸地区合同庁舎4階入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 免除する。
 - イ 契約保証金 納付すること。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第113条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、会計規則第112条第1号又は第2号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 工事費内訳書 入札参加者は、数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（様式任意）を入札時に提出すること。郵送により工事費内訳書を提出する場合は、平成20年4月4日（金）午後5時までに（1）の場所に到達するように郵送すること。

なお、提出された工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札又は契約上の権利義務を生じるものではないこと。

(4) 入札の無効

2に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

会計規則第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(8) 調達手続の停止 平成20年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。

(9) その他 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract : To Remove of the Specially Controlled Industrial Waste dumped illegally, at Ninohe City

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 p.m. 28, March, 2008

(3) The date and time for the submission of tender : 10:00 a.m. 7, April, 2008 (By mail , tenders must be submitted by : 5:00 p.m. 4, April, 2008)

(4) Contact point for : Special Office for the Urgent Control of the Illegal Dumping of Industrial Waste , Department of Environment and Residential Life , Iwate Prefectural Government , 6-3 Niwatari , Ishikiridokoro , Ninohe-shi , Iwate 028-6103 , JAPAN TEL 0195-23-9206 Ext, 237